

胚の凍結保管に関するご案内



○保管期限の延長を希望される場合 ⇒保管期限までに必ず、お手続きをお済ませください。

保険にて更新手続きを行う場合 更新料：10,500円／年（税込）

- ① HP内の「凍結胚の保管に関する重要事項」をダウンロードして頂き、内容をよくご確認ください。
- ② 「凍結胚の保管期限延長申込書」をダウンロードして頂き、必要事項をご記入ください。
- ③ 当院宛ての封筒にて延長申込書をご送付いただくか、もしくは来院時にお持ちください。
- ④ 来院時に受付にて診療費と共に更新料をご請求させていただきますので、お支払いをお願い致します。

自費にて更新手続きを行う場合 更新料：22,000円／年（税込）

- ① HP内の「凍結胚の保管に関する重要事項」をダウンロードして頂き、内容をよくご確認ください。
- ② 指定の口座に更新料をお振込みください。
- ③ 「凍結胚の保管期限延長申込書」に必要事項をご記入ください。
- ④ 当院宛ての封筒に切手を貼付して頂き、延長申込書の送付をお願い致します。

○保管期限の延長を希望されない場合

今後使用する予定がなく、保管期限の延長を希望されない場合は、廃棄の手続きが必要となります。

- ① HP内の「凍結胚の保管に関する重要事項」をダウンロードして頂き、内容をよくご確認ください。
- ② 「凍結胚の廃棄申込書」に必要事項をご記入ください。
- ③ 当院宛ての封筒に切手を貼付して頂き、廃棄申込書の送付をお願い致します。

○振込先

北洋銀行 北七条支店（店番号 312）
口座番号：（普）4049390
口座名義： イ）サッポロアートクリニック

○郵送先

〒060-0807
札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX 札幌ビル 4F
さっぽろARTクリニック 検査室 宛

<<注意事項>>

- 「保管期限の更新手続き」の受付期間は、保管期限の月の1日から末日までとなります。
「胚の廃棄申込み手続き」は、随時受け付けますが、保管期限までにお願い致します。
- 更新手続きに関して、保管期限までにお手続きをしていただけない（表に記載の手続きのうちどれか1つでもお済でない）場合、廃棄の意思があるものとみなし、保管されている胚は、廃棄扱いとなりますので、くれぐれもご注意願います。また、その場合に当院への申し立ては一切お受けできません。
- 凍結胚が複数周期にわたって保管されている場合もまとめて年1回の更新お手続きになります。
直近で採卵を行った周期の更新期限に合わせてお手続きをお願い致します。
- お振込みの際の手数料は、患者さまのご負担となります。
また、振込人名義は、必ずご本人の氏名でお願い致します。
- 申込書は、必ずご夫婦共にご本人がそれぞれ署名をお願い致します。
- 当院で患者さまからの申込書の送付が確認出来ましたら、申込書へ記載された住所宛てに申込書のコピーをお送りします。こちらを受け取って頂いて手続きが完了となりますので、もし1ヶ月を超えても返送がない場合、お手数ですが当院への問い合わせをお願い致します。
- ご夫婦が離婚、あるいはどちらか一方が亡くなられた場合、速やかに廃棄手続きを行って頂かないといけません。
3ヶ月以内に「凍結胚の廃棄申込書」に必要事項をご記入の上、当院検査室宛てに郵送をお願い致します。もし、ご夫婦どちらかの署名が困難な場合、署名の代わりとして戸籍謄本を同封していただいても構いません。

ご不明な点がございましたら、当院検査室までお電話ください。（TEL 011-700-5880）